

# 過疎地域持続的発展計画（案）

令和7年12月

上 毛 町

# 目 次

|                        |      |
|------------------------|------|
| 1. 基本的な事項              | 1 -  |
| (1) 町の概況               | 1 -  |
| (2) 人口及び産業の推移と動向       | 3 -  |
| (3) 町行財政の状況            | 6 -  |
| (4) 地域の持続的発展の基本方針      | 11 - |
| (5) 地域の持続的発展のための基本目標   | 11 - |
| (6) 計画の達成状況の評価に関する事項   | 12 - |
| (7) 計画期間               | 12 - |
| (8) 公共施設等総合管理計画等との整合   | 12 - |
| 2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成 | 13 - |
| (1) 現況と問題点             | 13 - |
| (2) その対策               | 13 - |
| (3) 事業計画(令和8年度～12年度)   | 14 - |
| (4) 公共施設等総合管理計画等との整合   | 14 - |
| 3. 産業の振興               | 14 - |
| (1) 現況と問題点             | 14 - |
| (2) その対策               | 17 - |
| (3) 事業計画(令和8年度～12年度)   | 18 - |
| (4) 産業振興促進事項           | 18 - |
| (5) 公共施設等総合管理計画等との整合   | 19 - |
| 4. 地域における情報化           | 19 - |
| (1) 現況と問題点             | 19 - |
| (2) その対策               | 19 - |
| (3) 事業計画(令和8年度～12年度)   | 19 - |
| (4) 公共施設等総合管理計画等との整合   | 19 - |
| 5. 交通施設の整備、交通手段の確保     | 19 - |
| (1) 現況と問題点             | 19 - |
| (2) その対策               | 21 - |
| (3) 事業計画(令和8年度～12年度)   | 23 - |
| (4) 公共施設等総合管理計画等との整合   | 23 - |
| 6. 生活環境の整備             | 24 - |
| (1) 現況と問題点             | 24 - |
| (2) その対策               | 25 - |
| (3) 事業計画(令和8年度～12年度)   | 26 - |

|                                      |      |
|--------------------------------------|------|
| (4) 公共施設等総合管理計画等との整合 .....           | 26 - |
| 7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 ..... | 27 - |
| (1) 現況と問題点 .....                     | 27 - |
| (2) その対策 .....                       | 27 - |
| (3) 事業計画(令和8年度～12年度) .....           | 29 - |
| (4) 公共施設等総合管理計画等との整合 .....           | 29 - |
| 8. 医療の確保 .....                       | 29 - |
| (1) 現況と問題点 .....                     | 29 - |
| (2) その対策 .....                       | 30 - |
| (3) 事業計画(令和8年度～12年度) .....           | 30 - |
| (4) 公共施設等総合管理計画等との整合 .....           | 30 - |
| 9. 教育の振興 .....                       | 31 - |
| (1) 現況と問題点 .....                     | 31 - |
| (2) その対策 .....                       | 32 - |
| (3) 事業計画(令和8年度～12年度) .....           | 33 - |
| (4) 公共施設等総合管理計画等との整合 .....           | 33 - |
| 10. 集落の整備 .....                      | 34 - |
| (1) 現況と問題点 .....                     | 34 - |
| (2) その対策 .....                       | 34 - |
| (3) 事業計画(令和8年度～12年度) .....           | 34 - |
| (4) 公共施設等総合管理計画等との整合 .....           | 35 - |
| 11. 地域文化の振興等 .....                   | 35 - |
| (1) 現況と問題点 .....                     | 35 - |
| (2) その対策 .....                       | 35 - |
| (3) 事業計画(令和8年度～12年度) .....           | 36 - |
| (4) 公共施設等総合管理計画等との整合 .....           | 36 - |
| 12. 再生可能エネルギーの利用の推進 .....            | 36 - |
| (1) 現況と問題点 .....                     | 36 - |
| (2) その対策 .....                       | 36 - |
| (3) 事業計画(令和8年度～12年度) .....           | 37 - |
| (4) 公共施設等総合管理計画等との整合 .....           | 37 - |
| 13. その他地域の持続的発展に関し必要な事項 .....        | 37 - |
| (1) 現況と問題点 .....                     | 37 - |
| (2) その対策 .....                       | 38 - |
| (3) 事業計画(令和8年度～12年度) .....           | 38 - |
| (4) 公共施設等総合管理計画等との整合 .....           | 38 - |



# 過疎地域持続的発展計画

## 1. 基本的な事項

### (1) 町の概況

#### ア. 町の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

本町は福岡県の最東端に位置し、東は山国川を、南は英彦山系の雁股山、大平山の分水嶺をもって大分県との境をなし、西は南北に走る稜線及び佐井川をもって豊前市に、北は吉富町を隔て遠く周防灘に面している。年間降水量は 1,500 ミリ前後と比較的少なく温暖な瀬戸内海型気候の自然環境に恵まれた町である。

この地方は、藩政時代には、小倉藩及び中津藩に属し、明治 4 年の廃藩置県により小倉県、同 9 年福岡県に属した。また明治 22 年の町村制施行により、南吉富村、西吉富村、友枝村、唐原村が誕生し、昭和 30 年、昭和の大合併により新吉富村（南吉富村、西吉富村）、大平村（友枝村、唐原村）となり、平成 17 年 10 月 11 日、2 村の合併により上毛町となった。

町の土地利用の最大の特徴は、森林の面積とその比率が非常に高い点で、町全体でも総面積 6,244ha の内 62% の 3,864ha を占めている。平野は、町の北部及び山国川沿いに開け、農用地は、この北部を中心に谷間の棚田を合わせて 1,104ha、17.7% と狭い。令和 7 年の土地利用状況は、田 929ha、畑 175ha、宅地 275ha、山林 3,584ha、原野 48ha、その他及び雑種地 1,233ha となっている。

町の人口は昭和 30 年を頂点に年々減少してきており、特に大平地域は 7,000 人近くあった人口が、令和 2 年には約 5 割の 3,289 人に減少した。年齢別人口については、65 歳以上の人口を除いて全て減少傾向にあるため、令和 2 年の高齢者比率は 36.1% と非常に高く、大平地域では 40.0% と更に高い数値となっている。

産業別就業者構成は、昭和 35 年には、第 1 次産業が 68.2% を占め、第 2 次産業 11.3%、第 3 次産業 20.5% となっていたが、第 1 次産業は年々減少し、令和 2 年には 9.0% に落ち込んだ。なお、令和 2 年の第 2 次産業は 30.9%、第 3 次産業は 59.5% と昭和 35 年と比較して増加している。一般に第 1 次産業から第 2 次、第 3 次産業への移行を産業構造の高度化と呼ぶが、本町の場合は、地域産業の変革の結果としてもたらされたのではなく、農林業の低迷による他市町への非農業通勤人口の増加が産業構造の変化をもたらしたと言える。

#### イ. 町における過疎の状況

新吉富村と大平村が誕生して 50 年を経て上毛町となったが、その間人口は僅かずつ減少の一途をたどっている。

若年層に集中した人口流出は現在も続いているが、人口減少率は近年鈍化の傾向にある。しかし、人口減少率以上に高齢化が進み、昭和 35 年に 8.7%だった高齢者比率は、平成 17 年には 28.9%（大平地域 31.8%）、平成 22 年には 30.5%（大平地域 33.7%）、平成 27 年には 33.6%（大平地域 36.7%）、令和 2 年には 36.1%（大平地域 40.03%）と高齢化に歯止めがかからない情勢となっている。

昭和 45 年に過疎地域対策緊急措置法が施行されてから 40 年、大平地域では過疎地域振興のため、諸施策を積極的に推進し、生活環境の整備、農林業の基盤整備、観光・レクリエーション施設の整備、公共施設の整備等を行ってきた。特に、高齢者福祉対策を重点施策と位置付け、平成 3 年 4 月 1 日デイサービスセンターを開設、平成 5 年 4 月 1 日在宅介護支援センター開設、さらに平成 7 年 10 月 1 日に 30 床の特別養護老人ホームを開設し、平成 12 年 4 月 1 日には 20 床増床するなど福祉施設の充実に努めてきた。このように、一定のインフラ整備は完了したものの、十分に住民ニーズを満たしたとは言えず、各分野とも適切な整備が必要となっている。

本町の基幹産業である農林業分野においては、基盤整備等諸施策を推進し振興を図ってきたが、労働力の高齢化や米価及び木材価格の低迷等は農林業従事者の生産意欲を減退させ、後継者不足や荒廃森林の増加等、町の農林業は極めて厳しく深刻な状況にあり活路を見いだせないのが実情である。

#### ウ. 産業構造の変化、地域の経済的な立地特性、県の総合計画等における位置付け等に配慮した町の社会経済的発展の方向の概要

上毛町の産業別人口の動向をみると、第 1 次産業は、昭和 35 年には 68.2%を占めていたが、昭和 60 年で 30.8%と半数以下に激減、さらに令和 2 年には 9.0%とさらに減少した。一方、第 2 次産業は 11.3%から 30.5%、30.9%へ、第 3 次産業は 20.5%から 38.7%、59.5%へと大幅に増大したが、これは地域産業の革命の結果としてではなく、基幹産業である農林業の低迷等により他市町への通勤人口が増大したためである。

本町は大分県との県境にあり、実質的な生活圏は中津市であるが、行政的な圏域については、北九州生活圏や行橋市・豊前市を中心とした京築広域圏に組み込まれている。そのため、平成 21 年度に大分県中津市を中心とする定住自立圏構想に参加し、住民の広範なニーズに応え文化的な生活が確保されるよう、生活環境の整備を図っているところである。

また、県は平成 18 年度から「京築アメニティ都市圏構想（令和 5 年度解散）」を策定し、この京築地域の社会的特性を活かし、地域全体が協調しながらの発展を目指して取り組んできた。この構想は、市町の総合力を高めるために「産業の力」、「教育の力」、「文化の力」、「景観活用」、「情報発信」の 5 つの戦略的プロジェクト

から成り立っており、町もこの構想により京築地域の自治体と連携を図りながら各種事業を実施していた。

今後、町の活性化を図るため、豊かな自然を育みながら、生活環境基盤の整備、農林業の基盤整備を進めるとともに都市部との交流事業に積極的に取り組み、また、若者の定住化のための企業誘致、住宅施策及び子育て支援を促進し活力ある町づくりに努める。

## (2)人口及び産業の推移と動向

町の人口は、昭和30年をピークに年々減少し、令和2(2020)年の国勢調査では7,251人にまで減少した。昭和60年まで5年毎の減少率は年々低くなってきたが、それ以降は逆に減少傾向に拍車がかかり、特に大平地域については平成7年から令和2年の25年間で△25.1%の大幅な減少となっている。(表1-1(1))。

年齢別人口についても、0～14歳、65歳以上の人口を除いて減少傾向にあり、特に15歳～29歳の人口減が大きい。

昭和35年と令和2年を比較してみると、年少人口(0歳～14歳)は3,591人が984人、生産年齢人口(15歳～64歳)は6,624人が3,651人と大幅に減少し、逆に65歳以上の高齢人口は971人が2,615人と増大し、高齢者比率8.7%は36.1%と上昇した(表1-1(1))。

また、令和2(2020)年の国勢調査による上毛町の人口は7,251人で、「日本の地域別将来人口推計」によると、上毛町の人口は令和27(2045)年には5,492人に減少すると予測されている。これは、令和2(2020)年の国勢調査による人口と比較すると、1,759人(24.2%)減少していることになる。

年齢3区分別人口をみると、高齢化率は、一貫して増加し続け、令和27(2045)年には、町全体の41.2%が65歳以上となり、生産年齢人口約1.1人で老年人口1人を支えることになると思われる。(表1-1(2))

本町における産業別就業者数の構成比では、第1産業、第2次産業の就業者割合が国や福岡県に比べて高くなっており、男女別年齢階級別産業人口の状況を見ると、第1次産業において男女共に60歳以上の就業者の割合が7割以上を占め、就業者の深刻な高齢化が進んでいることがうかがえる。なお、町内総生産額の推移を見ると、年による差があるが、直近の10年間では減少となっている。

これらのことから、中小企業や小規模事業者を取り巻く環境は年々厳しさを増しており、従業員の高齢化や人手不足、設備の老朽化等により技術・技能の維持が厳しい状況となっている。

表1—1(1) 人口の推移(国勢調査)

| 区 分                    | 昭和35年                  | 昭和40年                 |                       | 昭和45年                 |                     | 昭和50年                 |                     | 昭和55年                 |                     |
|------------------------|------------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|---------------------|-----------------------|---------------------|-----------------------|---------------------|
|                        | 実 数                    | 実 数                   | 増減率                   | 実 数                   | 増減率                 | 実 数                   | 増減率                 | 実 数                   | 増減率                 |
| 総 数                    | 人<br>11,186<br>(6,606) | 人<br>9,973<br>(5,867) | △ %<br>10.8<br>(11.2) | 人<br>9,180<br>(5,376) | △ %<br>8.0<br>(8.4) | 人<br>8,913<br>(5,006) | △ %<br>2.9<br>(6.9) | 人<br>8,780<br>(4,846) | △ %<br>1.5<br>(3.2) |
| 0 歳～14 歳               | 3,591<br>(2,136)       | 2,734<br>(1,614)      | △<br>23.9<br>(24.4)   | 2,083<br>(1,250)      | △<br>23.8<br>(22.6) | 1,814<br>(974)        | △<br>12.9<br>(22.1) | 1,745<br>(886)        | △<br>3.8<br>(9.0)   |
| 15 歳～64 歳              | 6,624<br>(3,891)       | 6,162<br>(3,602)      | △<br>7.0<br>(7.4)     | 5,946<br>(3,438)      | △<br>3.5<br>(4.6)   | 5,807<br>(3,278)      | △<br>2.3<br>(4.7)   | 5,650<br>(3,134)      | △<br>2.7<br>(4.4)   |
| うち<br>15 歳～29 歳<br>(a) | 2,441<br>(1,441)       | 2,033<br>(1,202)      | △<br>16.7<br>(16.6)   | 1,856<br>(1,060)      | △<br>8.7<br>(11.8)  | 1,771<br>(1,004)      | △<br>4.6<br>(22.6)  | 1,565<br>(912)        | △<br>11.6<br>(9.2)  |
| 65 歳以上<br>(b)          | 971<br>(579)           | 1,077<br>(651)        | 10.9<br>(12.4)        | 1,151<br>(688)        | 6.9<br>(5.7)        | 1,292<br>(754)        | 12.3<br>(9.6)       | 1,383<br>(824)        | 7.0<br>(9.3)        |
| (a)／総数<br>若年者比率        | %<br>21.8<br>(21.8)    | %<br>20.4<br>(20.5)   | —                     | %<br>20.2<br>(19.7)   | —                   | %<br>19.9<br>(20.1)   | —                   | %<br>17.8<br>(18.8)   | —                   |
| (b)／総数<br>高齢者比率        | %<br>8.7<br>(8.8)      | %<br>10.8<br>(11.1)   | —                     | %<br>12.5<br>(12.8)   | —                   | %<br>14.5<br>(15.1)   | —                   | %<br>15.8<br>(17.0)   | —                   |

| 区 分                    | 昭和60年                 |                     | 平成2年                  |                     | 平成7年                  |                     | 平成12年                 |                     | 平成17年                 |                     |
|------------------------|-----------------------|---------------------|-----------------------|---------------------|-----------------------|---------------------|-----------------------|---------------------|-----------------------|---------------------|
|                        | 実 数                   | 増減率                 | 実 数                   | 増減率                 | 実 数                   | 増減率                 | 実 数                   | 増減率                 | 実 数                   | 増減率                 |
| 総 数                    | 人<br>8,773<br>(4,750) | △ %<br>0.1<br>(2.0) | 人<br>8,636<br>(4,570) | △ %<br>1.6<br>(3.8) | 人<br>8,443<br>(4,389) | △ %<br>2.2<br>(4.0) | 人<br>8,296<br>(4,190) | △ %<br>2.2<br>(4.0) | 人<br>8,172<br>(4,044) | △ %<br>1.5<br>(3.5) |
| 0 歳～14 歳               | 1,709<br>(863)        | △<br>2.1<br>(2.6)   | 1,543<br>(771)        | △<br>9.7<br>(10.7)  | 1,363<br>(689)        | △<br>4.5<br>(7.5)   | 1,184<br>(586)        | △<br>11.7<br>(10.6) | 1,063<br>(505)        | △<br>10.2<br>(13.8) |
| 15 歳～64 歳              | 5,499<br>(2,962)      | △<br>2.7<br>(5.5)   | 5,333<br>(2,808)      | △<br>3.0<br>(5.2)   | 5,093<br>(2,596)      | △<br>2.1<br>(3.4)   | 4,926<br>(2,380)      | △<br>4.5<br>(7.5)   | 4,750<br>(2,253)      | △<br>3.6<br>(5.3)   |
| うち<br>15 歳～29 歳<br>(a) | 1,434<br>(786)        | △<br>8.4<br>(13.8)  | 1,307<br>(670)        | △<br>8.9<br>(14.8)  | 1,280<br>(647)        | △<br>2.1<br>(3.4)   | 1,271<br>(585)        | △<br>2.1<br>(3.4)   | 1,178<br>(566)        | △<br>7.3<br>(3.2)   |
| 65 歳以上<br>(b)          | 1,565<br>(915)        | 12.4<br>(11.0)      | 1,760<br>(991)        | 13.2<br>(8.3)       | 1,987<br>(1,104)      | 12.9<br>(10.9)      | 2,186<br>(1,224)      | 12.9<br>(11.4)      | 2,359<br>(1,286)      | 7.9<br>(5.1)        |
| (a)／総数<br>若年者比率        | %<br>16.3<br>(16.5)   | —                   | %<br>15.1<br>(14.7)   | —                   | %<br>15.2<br>(14.7)   | —                   | %<br>15.3<br>(14.0)   | —                   | %<br>14.4<br>(14.0)   | —                   |
| (b)／総数<br>高齢者比率        | %<br>17.7<br>(19.3)   | —                   | %<br>20.4<br>(21.7)   | —                   | %<br>23.5<br>(25.2)   | —                   | %<br>26.4<br>(29.2)   | —                   | %<br>28.9<br>(31.8)   | —                   |



| 区 分                    | 平成22 年                |                     | 平成27 年                |                     | 令和2 年                 |                     |
|------------------------|-----------------------|---------------------|-----------------------|---------------------|-----------------------|---------------------|
|                        | 実 数                   | 増減率                 | 実 数                   | 増減率                 | 実 数                   | 増減率                 |
| 総 数                    | 人<br>7,852<br>(3,770) | △ %<br>3.9<br>(6.8) | 人<br>7,458<br>(3,475) | △ %<br>5.0<br>(7.8) | 人<br>7,251<br>(3,289) | △ %<br>2.8<br>(5.4) |
| 0 歳～14 歳               | 1,056<br>(453)        | △<br>0.7<br>(10.3)  | 981<br>(388)          | △<br>7.1<br>(14.3)  | 984<br>(374)          | 03.<br>(△3.6)       |
| 15 歳～64 歳              | 4,384<br>(2,038)      | △<br>7.7<br>(9.5)   | 3,962<br>(1,809)      | △<br>9.6<br>(11.2)  | 3,651<br>(1,600)      | △<br>7.8<br>(11.6)  |
| うち<br>15 歳～29 歳<br>(a) | 935<br>(458)          | △<br>20.6<br>(19.1) | 804<br>(363)          | △<br>14.0<br>(20.7) | 724<br>(323)          | △<br>10.0<br>(11.0) |
| 65 歳以上<br>(b)          | 2,398<br>(1,270)      | 1.7<br>(1.2)        | 2,506<br>(1,278)      | 4.5<br>(0.6)        | 2,615<br>(1,315)      | 4.3<br>(2.9)        |
| (a)／総数<br>若年者比率        | %<br>11.9<br>(12.1)   | —                   | %<br>10.7<br>(10.4)   | —                   | 10.0<br>(9.8)         | —                   |
| (b)／総数<br>高齢者比率        | %<br>30.5<br>(33.7)   | —                   | %<br>33.6<br>(36.7)   | —                   | 36.1<br>(40.0)        | —                   |

※( )書きは旧大平村

※各年 10 月 1 日時点であり、総人口には年齢不詳を含む

表1—1(2) 人口の見通し

<図表 総人口と年齢3区分別人口の推移>



資料：総務省「国勢調査」(実績値)、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(令和5(2023)年推計)」(推計値)  
各年10月1日時点であり、総人口には年齢不詳を含む

(上毛町人口ビジョン第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略【改訂版】)

### (3) 町行財政の状況

#### ア. 財政の状況

上毛町の一般財源の状況は、平成22年度決算では3,833,212千円、令和6年度決算では3,637,787千円と収入額が減少し、歳入全体に占める一般財源の割合は増加している。これは地方債、国庫支出金等の特定財源の減少が大きな要因である(表1—2(1))。

平成17年度から令和6年度にかけて、地方税法の改正もあって町税収入は増加しているが、地方交付税への依存度が高い状況に変わりはない。財政力指数については平成22年度が0.266、平成27年度が0.315、令和元年度が0.287、令和6年度が0.282と推移し、経常収支比率は平成22年度が80.9、平成27年度が81.7、令和元年度が82.2、令和6年度が88.5と増加している。

普通建設事業費の歳出に占める割合は、平成22年度決算1,562,923千円から、平成27年度決算では486,018千円、令和元年度決算では602,519千円、令和6年度決算では458,835千円と減少しているが、これは公共施設等整備事業の減少によるものである。

実質公債費比率については平成 22 年度が 13.9、平成 27 年度が 5.2、令和元年度が △1.5、令和 6 年度が 1.5 となっており、健全な範囲で推移していると考えられる。

地方債については、任意の繰上げ償還と新規町債の発行を抑制している中で、年々残高が減少傾向にあり、将来負担比率は 0 以下の低い水準となっている。

今後も、住民福祉の向上を図るため、効率的・効果的な行財政運営に努め、投資的経費のための財源を確保していく。

#### イ. 行政の状況

長引く景気の低迷、過疎化や少子高齢化といった地方自治体を取り巻く社会情勢の変化や地方分権が進む中、時代や状況の変化に的確に対応しつつ、住民の福祉の向上を図るために、行政改革を着実かつ積極的に推進していくことが求められている。

また、地方分権の流れに伴い、地域の特性を活かした自主的、自立的なまちづくりを推進していく必要がある。

そのためには、既存の行政サービスを維持し、新たな行政サービスを導入することを想定しつつ、より簡素で効率的な行政体制の確立と運用が不可欠である。

そして、さらなる行政改革の推進にあたっては、「自治体経営」という視点から、人材育成と共に事務事業の効率性や有効性を重視することが必要であり、また、専門化、高度化してきた行政事務に対応するため、職員の資質と専門的実務能力の向上のための研修に努める必要がある。

表1－2(1) 町財政の状況

(単位:千円)

| 区 分           | 平成22年度    | 平成27年度    | 令和元年度     | 令和6年度     |
|---------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 歳 入 総 額 A     | 6,918,007 | 5,459,521 | 5,369,590 | 6,206,685 |
| 一 般 財 源       | 3,833,212 | 3,504,345 | 3,261,581 | 3,637,787 |
| 国 庫 支 出 金     | 757,306   | 402,206   | 405,571   | 648,153   |
| 都 道 府 県 支 出 金 | 388,787   | 296,368   | 354,208   | 387,551   |
| 地 方 債         | 886,192   | 166,675   | 164,376   | 29,408    |
| うち過疎対策事業債     | 0         | 0         | 0         | 22,400    |
| そ の 他         | 1,052,510 | 1,089,927 | 1,183,854 | 1,503,786 |
| 歳 出 総 額 B     | 6,514,998 | 5,177,976 | 4,996,965 | 5,794,103 |
| 義 務 的 経 費     | 2,445,319 | 2,220,852 | 2,011,324 | 2,172,935 |
| 投 資 的 経 費     | 1,589,340 | 489,246   | 640,784   | 493,580   |
| うち普通建設事業      | 1,562,923 | 486,018   | 602,519   | 458,835   |
| そ の 他         | 2,480,339 | 2,467,878 | 2,344,857 | 3,127,588 |
| 過 疎 対 策 事 業 費 | 511,471   | 368,761   | 394,139   | 637,466   |
| 歳入歳出差引額C(A－B) | 403,009   | 281,545   | 372,625   | 412,582   |
| 翌年度へ繰越すべき財源D  | 116,158   | 23,275    | 32,418    | 49,721    |
| 実 質 収 支 C － D | 286,851   | 258,270   | 340,207   | 362,861   |
| 財 政 力 指 数     | 0.266     | 0.315     | 0.287     | 0.282     |
| 公 債 費 負 担 比 率 | 20.8      | 16.6      | 12.0      | 7.3       |
| 実 質 公 債 費 比 率 | 13.9      | 5.2       | △ 1.5     | 1.5       |
| 経 常 収 支 比 率   | 80.9      | 81.7      | 82.2      | 88.5      |
| 将 来 負 担 比 率   | －         | －         | －         | －         |
| 地 方 債 現 在 高   | 7,055,121 | 3,933,331 | 2,559,689 | 2,997,139 |

#### ウ. 主要公共施設の整備状況

町道改良は、令和 6 年度末の改良率を昭和 55 年度末と比較すると約 4.8 倍の 60.56%が改良済みとなっているものの、令和 4 年度福岡県平均(66.1%)と比較して低い数字となっている。今後とも住民の生活基盤の源として積極的に道路改良に取り組む必要がある。

道路舗装も、令和 6 年度末では町全体で 82.4%であり、令和 4 年度福岡県平均(87.1%)と比較して低い数字となっている。このため、改良とともに積極的に取り組む必要がある。

農道については、ほ場整備内の農道舗装整備がほぼ完了しているものの、行き止まりとなった農道等が未整備であるため、順次整備を進めている。

林道整備については、県単独林道事業の実施、森林基幹道の整備により、整備が図られているが、低迷を続ける林業経営に活力を与えるためには、さらに林道整備に取り組むことが重要な課題である。

上水道・污水处理施設整備については、住民の生活環境における重要な部分である。上水道事業は、新吉富地域はかなりの整備がなされているが、大平地域は、一部給水区域を除きほぼ戸別家庭用井戸でまかなわれている。そのため、福岡県における水道普及率(95.4%(令和 5 年度末))と比較して、大きく遅れており、町の簡易水道事業を可能な箇所から早急に実施しなければならない。また、污水处理施設整備事業については、農業集落排水事業実施地域を除く地域で浄化槽設置の推進を図る。

本町の小学校は、合併後の統廃合により 4 校となり、校舎及び屋内運動場の改築等については、防衛施設周辺整備事業により整備済みである。また、運動場については、令和 2 年度に排水等の向上を図る改修を行った。中学校は 1 校で、平成 21 年度事業により校舎耐震改修を行い、平成 22 年度事業により屋内運動場の改築を行った。

今後、行政全般にわたり住民の理解と参加を求め自治意識の高揚に努めながら、行財政の効率的な運用や改善を図り、住民福祉の向上と町制の発展を目指す。

表1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

| 区 分                                     | 昭和55<br>年度末 | 平成2<br>年度末 | 平成12<br>年度末 | 平成22<br>年度末 | 令和元<br>年度末 | 令和6<br>年度末 |
|-----------------------------------------|-------------|------------|-------------|-------------|------------|------------|
| 市 町 村 道                                 |             |            |             |             |            |            |
| 改 良 率 (%)                               | 12.6        | 32.6       | 43.2        | 53.3        | 61.5       | 60.5       |
| 舗 装 率 (%)                               | 32.2        | 46.3       | 58.6        | 64.0        | 81.0       | 82.4       |
| 農 道                                     |             |            |             |             |            |            |
| 延 長 (m)                                 | —           | —          | —           | —           | —          | —          |
| 耕 地 1ha 当 たり 農 道 延 長 (m)                | —           | —          | —           | —           | —          | —          |
| 林 道                                     |             |            |             |             |            |            |
| 延 長 (m)                                 | —           | —          | 33,994      | 40,636      | 42,478     | 42,478     |
| 林 野 1ha 当 たり 林 道 延 長 (m)                | —           | —          | 13.7        | 10.7        | 10.9       | 11.9       |
| 水 道 普 及 率 (%)                           | 2.1※        | 2.4※       | 21.2        | 36.3        | 51.1       | 57.0       |
| 水 洗 化 率 (%)                             | —           | —          | 11.4        | 46.0        | 67.9       | 75.8       |
| 人 口 千 人 当 たり 病 院 、<br>診 療 所 の 病 床 数 (床) | 0.3         | 4.0        | 4.3         | 3.8         | —          | —          |

(公共施設状況調・福岡県の水道)

※新吉富村及び大平村の2村分の現在給水人口の合計と行政区域内人口から算出した数値

#### (4)地域の持続的発展の基本方針

本町における人口減少については、近年鈍化の傾向にあるが、より良い生活環境や就業の場を求めて、依然若者の流出が続き、少子化とあいまって高齢化を助長する結果となっている。そのため、福祉サービス費の増加や生産力の担い手不足等、多難な問題を生み出している。

このような過疎の町が持続的に発展するためには、生活環境の整備を図り、若年層の定住を促進するとともに、高齢者にやさしい町づくりを進める必要がある。

また、住みたくなるような町づくりを進めるため、企業誘致等による就業の場の確保や子育て支援はもとより、自然環境を整備するとともに、都市部との交流拠点として整備を進めてきた大池公園周辺施設や道の駅等の活用を図り、自然・ふれあい・交流のある町づくりを推進しなければならない。

本町の過疎地域としての持続的発展の基本的な方針として、次の施策を積極的に推進する。

- ア．基幹産業である農業を再生させるための農業基盤整備の完了に伴い、農地の流動化を進め、担い手農家の育成に努める。
- イ．低迷する林業を活性化させるため、林道・作業道等の整備を進めるとともに、林業経営者等の支援に努める。
- ウ．住民の便利さを確保するため、生活道路の整備を進めるとともに、生活環境の基盤ともいえる上水道・污水处理施設整備事業（簡易水道施設の整備及び浄化槽整備事業）を進める。
- エ．若年層の定住促進を図るため、企業誘致及び創業支援等を促進するとともに町営住宅の再配置等について検討を図る。
- オ．高齢化社会に対応できるよう、医療・福祉の充実に努める。
- カ．自然・ふれあい・交流及び観光の拠点である大池公園周辺施設や道の駅周辺の整備拡充を図る。
- キ．子育て支援や教育環境の整備に努め、学校教育及び社会教育の融合と連携を図る。
- ク．住民に生涯学習の場を提供できるよう、集会施設等を含めた生涯学習施設の整備を進める。

#### (5)地域の持続的発展のための基本目標

本町では、「上毛町人口ビジョン 第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、出生率の上昇対策に早急に取り組むことで、令和7年（2025年）の合計特殊出生率1.9、令和12年（2030年）に2.1の実現を目指している。また、並行して転出の抑制、望ましい人口構成（子育て年齢層の充実）を考慮した転入の促進等の人口減少対策に取り組み、転入超過により、令和22年（2040

年)に人口10,000人を目指している。

この長期目標に沿って、本計画の計画期間終了年度である令和12年度(2030年度)の目標人口を、以下の通りとする。

計画期間中(令和8～12年度(2026年度～2030年度))の目標人口

|                       |
|-----------------------|
| 令和12年度に、8,200人程度を目指す。 |
|-----------------------|

また、その他の基本目標として、以下の成果指標を設定する。

| 成果指標    |               |              |
|---------|---------------|--------------|
| 指標      | 現状値(令和7年4月1日) | 目標値(令和12年度末) |
| 転入者数    | 190人          | 390人         |
| 出生数     | 26人           | 60人          |
| 合計特殊出生率 | 1.06          | 2.1          |

#### (6)計画の達成状況の評価に関する事項

計画の達成状況の評価については計画期間最終年度に行うこととし、有識者等が参画する会議の中で行うものとする。また、事業の実施状況等を考慮しつつ、各事業の課題等を整理し、次期計画に反映していく体制づくりを進める。

#### (7)計画期間

計画期間は令和8年4月1日～令和13年3月31日までの5箇年間とする。

#### (8)公共施設等総合管理計画等との整合

上毛町公共施設等総合管理計画において、公共施設等マネジメントの基本方針として、「公共施設等を取り巻く環境を踏まえたうえで、様々な課題に的確に対応し、総合的な公共施設等の管理を通じて、必要な行政サービスを将来にわたって持続的に提供するため、「公共施設の総合的かつ計画的な管理運営の実現」を目的とし、目的を達成するための基本方針として、「施設性能の向上・長寿命化」「保有量の適正化」「トータルコストの削減」「効率的な管理・有効活用」を設定し、個別具体的な取組みを進める。」と記載している。当計画においても、この基本的な考え方を踏まえ、公共施設等については保有量の最適化をはじめ、長寿命化の推進や財政負担の軽減を図り、持続可能なまちづくりの実現に寄与するものとする。



## 2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

### (1) 現況と問題点

定住促進に向けた取組については、平成 23 年度より旧築上東高等学校跡地を分譲宅地として造成事業を行い、平成 25 年度より販売を開始し、人口の町外流出防止と U I J ターンの促進のための基幹的な集落整備を進めている。また、令和 6 年度から新たな住宅整備に取り組んでいる。加えて、平成 25 年度からは空き家バンクを創設し、定住人口の増加を推進している。

地域間交流の促進としては、国道 10 号沿線の湯ノ迫温泉大平楽を中心とした大池公園周辺施設や道の駅しんよしとみに近隣市町の人々を呼び込み、地域間交流を行う場として利用されている。

### (2) その対策

定住促進については、コモンパーク上毛彩葉（旧築上東高等学校跡地）分譲宅地の販売促進に努めるとともに、新しい分譲地の整備等、居住環境の整備を促進し、空き家バンクの活用による若者定住や U I J ターンを促進する。また、今後は新婚・子育て世帯の家賃支援や移住希望者への空き家解消等の補助事業を活かしながら、移住定住を促進する。

湯ノ迫温泉大平楽を中心とした大池公園周辺施設や道の駅しんよしとみの交流施設については、自然・ふれあい・交流の拠点施設としての役割を果たせるよう環境整備を図る。

### (3)事業計画(令和8年度～12年度)

| 持続的発展施策区分                 | 事業名<br>(施設名)                   | 事業内容                  | 事業主体 | 備 考 |
|---------------------------|--------------------------------|-----------------------|------|-----|
| 1 移住・定住・地域間<br>交流の促進、人材育成 | (1) 移住・定住                      | 定住促進結婚祝金事業            | 上毛町  |     |
|                           |                                | 定住促進奨励金事業             | 上毛町  |     |
|                           |                                | 新婚世帯・子育て世帯新生活応援<br>事業 | 上毛町  |     |
|                           |                                | 婚活事業                  | 上毛町  |     |
|                           | (4) 過疎地域持続的<br>発展特別事業<br>移住・定住 | 移住定住促進事業              | 上毛町  |     |
|                           |                                | 分譲地整備事業               | 上毛町  |     |
|                           |                                | 空き家改修助成事業             | 上毛町  |     |
|                           | (5) その他                        | 交流拠点整備事業              | 上毛町  |     |
|                           |                                | 空き家解消助成事業             | 上毛町  |     |
|                           |                                | 民間賃貸住宅建設促進助成事業        | 上毛町  |     |

### (4)公共施設等総合管理計画等との整合

該当無し。

## 3. 産業の振興

### (1)現況と問題点

本町の基幹産業は農林業であり、農家の果たす役割は大きい。農林業センサスによると、専業農家率は24.6%と高い水準にある。

土地基盤の整備については、ほ場整備事業を積極的に進め、農地の流動化を図ってきたが、労働力の高齢化等、農業を取り巻く環境は依然として厳しく、農家の生産意欲は減退している。経営作物は水稻、麦、大豆が中心で、他にブロッコリー、レタス、スイートコーン、いちご、なす等が作られているが、いずれも零細である。

林業については、山林面積が総面積の約57%、うち令和3年度森林計画対象森林に係る人工林は68%と、面積、人工林率とも高率であるが、林業担い手の高齢化や長期にわたる構造的な林業の低迷等により、経営管理が適正に実施されていない山林が多く存

在する。このような状況の中、森林基幹道を活用しての施業や森林環境税による荒廃森林の整備等を進めているが、林業労働力が不足していることから、間伐、枝打ち等の保育や生産活動も停滞しており、林業経営は深刻な状況にある。

本町では、昭和 51～53 年にかけて自動車部品工場を誘致し、その後しばらくの間進出工場はなかったが、電子機器工場が平成 17 年度から操業を開始し、さらに自動車部品工場が平成 24 年度から操業を開始している。また、新たな工業等用地として、令和 3 年度から成恒地区工業等用地の販売を開始し、企業の立地推進に取り組んできた。

観光については、東九州自動車道が平成 27 年 3 月に供用が開始された。さらに本町にパーキングエリア及びスマートインターチェンジが併設され、利便性の大幅な向上が図られている。本町としては、高速道路が整備されたことにより、単なる通過点とならないための新たな観光拠点づくりを目的とした施設整備を推進している。

表2－1(1) 地目別面積

|              | 総 面 積 | 田    | 畑   | 宅 地 | 山 林   | 原 野 | そ の 他 |
|--------------|-------|------|-----|-----|-------|-----|-------|
| 面 積<br>(ha)  | 6,244 | 929  | 175 | 275 | 3,584 | 48  | 1,233 |
| 構 成 比<br>(%) | 100   | 14.9 | 2.8 | 4.4 | 57.4  | 0.8 | 19.7  |

(令和 7 年度固定資産概要調書)

表2-1(2) 専兼業別農家戸数及び農家人口の推移

| 区 分       | 昭和 50 年度   | 昭和 55 年度   | 昭和 60 年度   | 平成 2 年度    | 平成 7 年度    | 平成 12 年度   | 平成 17 年度   |
|-----------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 農 家 人 口   | 人<br>7,392 | 人<br>6,840 | 人<br>6,498 | 人<br>5,548 | 人<br>4,676 | 人<br>4,184 | 人<br>2,882 |
| 農 家 戸 数   | 戸<br>1,858 | 戸<br>1,794 | 戸<br>1,756 | 戸<br>1,475 | 戸<br>1,321 | 戸<br>1,178 | 戸<br>1,077 |
| 販売農家数     | 戸<br>1,858 | 戸<br>1,794 | 戸<br>1,756 | 戸<br>1,264 | 戸<br>1,104 | 戸<br>974   | 戸<br>827   |
| 専 業       | 戸<br>226   | 戸<br>295   | 戸<br>338   | 戸<br>243   | 戸<br>245   | 戸<br>216   | 戸<br>233   |
| 第 一 種 兼 業 | 戸<br>445   | 戸<br>256   | 戸<br>258   | 戸<br>75    | 戸<br>132   | 戸<br>71    | 戸<br>72    |
| 第 二 種 兼 業 | 戸<br>1,187 | 戸<br>1,243 | 戸<br>1,160 | 戸<br>946   | 戸<br>727   | 戸<br>687   | 戸<br>522   |
| 自給的農家数    | 戸<br>-     | 戸<br>-     | 戸<br>-     | 戸<br>211   | 戸<br>217   | 戸<br>204   | 戸<br>253   |

| 区 分       | 平成 22 年度   | 平成 27 年度   | 区 分     | 令和 2 年度  |
|-----------|------------|------------|---------|----------|
| 農 家 人 口   | 人<br>2,106 | 人<br>1,498 | 農 家 人 口 | 人<br>952 |
| 農 家 戸 数   | 戸<br>880   | 戸<br>674   | 農 家 戸 数 | 戸<br>523 |
| 販売農家数     | 戸<br>645   | 戸<br>483   | 経 営 体 数 | 戸<br>354 |
| 専 業       | 戸<br>179   | 戸<br>166   | 主 業     | 戸<br>41  |
| 第 一 種 兼 業 | 戸<br>71    | 戸<br>35    | 準 主 業   | 戸<br>32  |
| 第 二 種 兼 業 | 戸<br>395   | 戸<br>282   | 副 業 的   | 戸<br>281 |
| 自給的農家数    | 戸<br>235   | 戸<br>191   | 自給的農家数  | 戸<br>171 |

(令和 2 年農林業センサス)

## (2)その対策

農業については、農業生産基盤の整備も完了し、ほ場整備計画予定地の整備率はほぼ100%となった。これにより、令和6年度に策定した地域計画により、農地の利用集積を進め、農業の振興を通じた地域の活性化を目指す。また、現在国道10号沿線にあるさわやか市大平と道の駅しんよしとみの農産物直売所のより一層の充実を図り、本町の特色ある農産物の発信基地としての役割を持たせる。さらに、この施設は地域住民が都市との交流、消費者の動向・ニーズを把握する場としても積極的に利用する。

林業については、生産基盤の整備や施業の推進を行い、林業経営者の意欲を喚起することが重要である。さらに今後とも優良材生産を目指し、ヒノキ（京築ヒノキ）を中心とする人工林の経営目標の確立と保育、間伐等を進め、森林活用の向上と資源の増大を図る。さらに地場産業を育成するため、1.5次産業を育成し、特産物の開発に取り組む。

工業等については、町民の地元雇用増大への期待に応えるため、また、地域経済に活力と柔軟性を確保するため、企業誘致を積極的に推進し、産業の多様化を進め、若年層が定住し得る雇用機会の確保を図る。さらに、町内で新規創業を目指す事業者及び町内に本社機能を移転する事業者に対して支援を行い、さらなる町内の経済活性化や雇用機会の創出を図っている。

観光については、「九州一輝く町」を目指して、様々な地域振興事業を展開しているが、その中でも平成27年3月に開通した上毛PA・スマートICに隣接する大池公園及びその周辺を交流レクリエーションゾーンとして町の顔と位置付け、災害時における避難所や支援の拠点としての機能強化や地域雇用の創出、定住人口増加のための起爆剤とすべく、町内の関連施設とのネットワークを視野に入れるとともに、広域連携によるPRの強化、SNSや観光冊子による情報発信に努め、国内外からの観光誘客促進を積極的に行い、地域の活性化と新たな観光拠点づくりを目的とした施設整備を推進する。

また、各分野において、周辺市町村との連携に努め、広域的な体制作りを目指す。

(3)事業計画(令和8年度～12年度)

| 持続的発展施策区分 | 事業名<br>(施設名)                    | 事業内容                   | 事業主体       | 備 考 |
|-----------|---------------------------------|------------------------|------------|-----|
| 2 産業の振興   | (1) 基盤整備<br>林業                  | 町有林保育事業                | 上毛町        |     |
|           | (3) 経営近代化施設<br>農業               | 農村環境整備事業               | 上毛町        |     |
|           | (9) 観光又はレクリ<br>エーション            | 大池公園開発事業               | 上毛町        |     |
|           |                                 | 道の駅改修事業                | 上毛町        |     |
|           |                                 | 黒川河川公園事業               | 福岡県<br>上毛町 |     |
|           | (10) 過疎地域持続的<br>発展特別事業<br>第1次産業 | 中山間地域等直接支払制度           | 上毛町        |     |
|           |                                 | 食育（食農）理解促進事業           | 上毛町        |     |
|           |                                 | 農林漁業振興対策事業             | 上毛町        |     |
|           |                                 | 多面的機能支払交付金事業           | 上毛町        |     |
|           |                                 | 荒廃森林整備事業               | 上毛町        |     |
|           |                                 | 企業誘致                   | 上毛町        |     |
|           | 企業誘致                            | 企業誘致促進事業               | 上毛町        |     |
|           |                                 | 創業促進支援事業<br>本社機能移転支援事業 | 上毛町        |     |

(4)産業振興促進事項

減価償却の特例（第23条）及び地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置（第24条）の適用にかかる産業振興促進事項は以下のとおりである。

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

| 産業振興促進区域 | 業種                         | 計画期間                    | 備考 |
|----------|----------------------------|-------------------------|----|
| 上毛町全域    | 製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等 | 令和8年4月1日～<br>令和13年3月31日 |    |

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記(2)及び(3)のとおり

#### (5) 公共施設等総合管理計画等との整合

上毛町公共施設等総合管理計画において、用途別の現状・課題と基本方針の中で、「レクリエーション施設・観光施設」の実施方針は、「予防保全型の維持管理を実施することで、施設の長寿命化を図るとともに、財政負担の軽減や平準化に取り組む。」と記載しており、この基本方針に基づきレクリエーション施設・観光施設の整備を図っていく。

### 4. 地域における情報化

#### (1) 現況と問題点

情報化については、インターネット等の情報手段の発達により、都市部との情報量に差がなくなりつつある。また、光ファイバーの整備が終了し、全地域での利用が可能となっていることから、インターネット等の I C T 技術の利用促進を行う。また、自治体デジタル・トランスフォーメーション推進計画に沿った行政手続きのオンライン化をはじめとするデジタル技術やデータを活用して、住民の利便性向上を図るとともに、A I ・R P A 等の利用促進により、行政の業務効率化を行うことが必要である。

#### (2) その対策

I C T 技術の利活用は、住民の利便性の向上はもとより、住民の安全を守る上でも必要不可欠である。計画的に I C T 技術の利活用を進めるとともに、併せて、多様化する住民ニーズに対応するため、情報のデジタル化を実施する。

#### (3) 事業計画(令和8年度～12年度)

| 持続的発展施策区分   | 事業名<br>(施設名)                 | 事業内容 | 事業主体 | 備 考 |
|-------------|------------------------------|------|------|-----|
| 3 地域における情報化 | (1) 電気通信施設等<br>情報化のための<br>施設 |      |      |     |

#### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

該当無し。

### 5. 交通施設の整備、交通手段の確保

#### (1) 現況と問題点

道路体系は、国道 10 号が町外との広域道路として機能するほか、東九州自動車道が

平成 27 年 3 月に供用開始されている。主要地方道 2 路線、一般県道 8 路線、一級町道 8 路線、二級町道 17 路線が幹線道路として構成されており、その他の町道、農道及び林道がこの幹線に連結している。

道路整備状況は、一般県道では未整備区間が残っている。町道の改良率は 60.5%、舗装率は 82.4%と令和 4 年度福岡県平均（改良率 66.1%、舗装率 87.1%）と比較して、若干下回っている。

森林基幹道及び農道の整備は実施しているものの、その他一般の林道については整備が立ち遅れている。

町内の交通手段は自家用車が主流であるが、唯一の公共輸送機関であった路線バスは、平成 16 年 4 月に廃止され、代替として乗合タクシー、コミュニティバスの運行により住民の交通手段を確保している。



表5-1(1) 主要幹線道路(一,二級町道)

| 路線名       | 延長(m)   | 幅員    |       | 適用                  |
|-----------|---------|-------|-------|---------------------|
|           |         | 最大(m) | 最小(m) |                     |
| 緒方・中村線    | 2772.75 | 13.59 | 3.90  | 一級8路線<br>15791.36m  |
| 矢方・学校線    | 1097.86 | 11.55 | 4.87  |                     |
| 垂水・大ノ瀬線   | 1852.22 | 19.40 | 6.20  |                     |
| 土佐井・矢方線   | 3751.44 | 17.55 | 3.00  |                     |
| 野間橋・下野地線  | 2476.91 | 9.98  | 4.40  |                     |
| 恒久橋・上丸尾線  | 1793.03 | 25.73 | 11.00 |                     |
| 今蔵・藤ヶ丸線   | 1103.93 | 24.12 | 6.05  |                     |
| 音・穴ヶ葉山線   | 943.22  | 10.95 | 4.95  |                     |
| 大ノ瀬・ハッ並線  | 694.27  | 8.55  | 3.40  | 二級17路線<br>27314.79m |
| 大ノ瀬・成恒線   | 532.66  | 7.10  | 4.23  |                     |
| ハッ並・垂水線   | 1172.07 | 7.38  | 2.70  |                     |
| 成恒・安雲線    | 1336.95 | 10.40 | 4.00  |                     |
| 緒方・矢方線    | 1075.27 | 8.45  | 2.35  |                     |
| 高鳥・中屋敷線   | 1730.07 | 13.50 | 3.55  |                     |
| 尻高・下田井線   | 2246.52 | 9.36  | 4.00  |                     |
| 垂水・岩木線    | 1577.16 | 7.40  | 3.70  |                     |
| 貴船・須弥山線   | 1368.95 | 9.46  | 3.05  |                     |
| 桑野橋・桑野池線  | 418.29  | 8.78  | 4.90  |                     |
| 下田井・下野地線  | 2037.59 | 14.26 | 8.82  |                     |
| 下野地・百留線   | 3307.17 | 12.12 | 4.50  |                     |
| 下村・野間線    | 2096.88 | 12.60 | 3.48  |                     |
| 恒久橋・重吉盛土線 | 2300.94 | 11.01 | 2.50  |                     |
| 原井道・有田線   | 1458.01 | 12.65 | 4.40  |                     |
| 横川・松尾線    | 3467.06 | 10.01 | 2.40  |                     |
| 萱場・上桑野線   | 494.93  | 8.90  | 4.00  |                     |

表5-1(2) 乗合タクシー路線

|           | 区 間           | 通行回数         | 備 考 |
|-----------|---------------|--------------|-----|
| 上毛町 ～ 中津市 | 大平支所 ～ JR 中津駅 | 12(平日) 6(休日) |     |

(令和7年4月1日築上東部乗合タクシー時刻表)

## (2)その対策

道路整備状況は、国道10号を中心に県道、町道とも、町の北東部の基幹道路及び新吉富地域は整備が進んでいるが、山間部の多い町の南西部は整備が遅れている。町内の交通手段は自家用車が主流であることから、地域幹線道路と生活道路の早急な整備を図り、住民の利便性を確保する。

林道については、県単独林道事業を活用し整備を進めるとともに作業道の開設を引き続き推進する。

農道については、ほ場整備内の農道舗装整備がほぼ完了しているものの、行き止まりとなっている農道等が未整備であるため、順次整備を進める。

路線バスの代替としての乗合タクシー及びコミュニティバスの運行を継続し、住民の交通手段の確保に努める。

### (3)事業計画(令和8年度～12年度)

| 持続的発展施策区分         | 事業名<br>(施設名)                  | 事業内容                                              | 事業主体 | 備 考 |
|-------------------|-------------------------------|---------------------------------------------------|------|-----|
| 4 交通施設の整備、交通手段の確保 | (1) 市町村道<br>道路                | 道路改良事業<br>垂水・大ノ瀬線（シンボルロード）<br>L=1,000m<br>W=15.0m | 上毛町  |     |
|                   |                               | 下野地・百留線<br>L=2,500m<br>W=7.0m                     | 上毛町  |     |
|                   |                               | 野間橋・下野地線<br>L=300m<br>W=6.0m                      | 上毛町  |     |
|                   |                               | 緒方・中村線<br>L=300m<br>W=7.0m                        | 上毛町  |     |
|                   |                               | 八ツ並・垂水線<br>L=300m<br>W=7.0m                       | 上毛町  |     |
|                   |                               | 垂水・岩木線<br>L=80m<br>W=7.0m                         | 上毛町  |     |
|                   |                               | 宇野垂水3号線<br>L=100m<br>W=4.0m                       | 上毛町  |     |
|                   |                               | (仮称)分譲地1号線<br>L=300m<br>W=4.0m                    | 上毛町  |     |
|                   |                               | (仮称)分譲地2号線<br>L=300m<br>W=4.0m                    | 上毛町  |     |
|                   |                               | (仮称)八ツ並・垂水2号線<br>L=250m<br>W=6.0m                 | 上毛町  |     |
|                   | (2) 農道                        | 農道舗装事業<br>L=200m<br>W=3.0～4.0m                    | 上毛町  |     |
|                   |                               |                                                   |      |     |
|                   | (3) 林道                        | 池田線<br>L=900m<br>W=4.0m                           | 上毛町  |     |
|                   |                               |                                                   |      |     |
|                   | (9) 過疎地域持続的<br>発展特別事業<br>公共交通 | 乗合タクシー運行事業                                        | 上毛町  |     |
|                   |                               | コミュニティバス運行事業                                      | 上毛町  |     |

### (4)公共施設等総合管理計画等との整合

上毛町公共施設等総合管理計画において、用途別の現状・課題と基本方針の中で、「道路」の実施方針は、「土砂詰まりや土砂堆積など容易に対応できるものについては、可能な限り維持作

業の中で対処し、点検結果を中長期的な整備計画に反映させ、予防保全型の管理を実施する。」と記載しており、この基本方針に基づき道路整備を推進していく。

## 6. 生活環境の整備

### (1) 現況と問題点

町の上水道は、新吉富地域の多くの部分と大平地域の一部地域で簡易水道、飲料水供給施設が設置されている。今後は、事業の効率化を目指す一方、少子高齢化社会を迎える将来に備え、老朽化した飲料水供給施設の整備に加え、現状の水道未普及地域を可能な限り給水区域に取り入れ、「安心でおいしい水」を供給できる体制を整えなければならない。

汚水処理施設整備については、八ッ並・吉岡地区及び土佐井地区における農業集落排水事業及び浄化槽設置整備事業を推進し、公共水域の水質保全と生活環境の改善を図ってきた。

本町のごみ処理は、昭和 58 年から、豊前市外二町清掃施設組合で処理しており、令和 5 年度のごみ処理量は 2,451t／年である。ごみ処理施設は老朽化が進んでおり、今後、維持管理に係るコストが増大することが見込まれている。長期にわたり安定したごみ処理を行うため、計画的なごみ処理施設の整備が課題となっている。

し尿処理は、令和 5 年から豊前市外二町清掃施設組合で処理しており、令和 5 年度のし尿等処理量は 6,613kl／年である。

また、ごみの不法投棄に関しては、看板の設置や広報活動を通じて啓発に努めているが、年間 20 件程度発生している。

町の消防体制としては、令和 7 年 6 月現在消防団員が 130 人、消防ポンプ自動車 4 台、小型動力ポンプ 6 台、積載車 5 台を保有しているが、消防ポンプ車の老朽化が懸案事項となっている。また、防火水槽は 112 基を保有し、簡易水道による消火栓を 92 カ所設置し、各地区に消火器 365 台を設置し初期消火のための設備整備を行っている。広域圏事業としては、組合消防による消防、救急業務が行われている。

住宅については、ほとんどが 1 戸建ての持ち家であり町の世帯数はやや増加傾向にあるものの、空家数は 280 軒（平成 30 年空き家調査）にのぼり、環境面や防災面を含め、その対策が求められている。町営住宅は 143 戸のうち 135 戸が築 25 年を経過し、老朽化が進んでいる。このため、住宅の再配置等について検討し、新たな住宅整備の対策が必要になってくる。

役場本庁舎及び大平支所については、雨漏り等の対策として、令和 5 年度及び令和 7 年度に、それぞれ屋上及び外壁等の大規模改修工事を行うなど、経年による施設・設備等の劣化が著しい状況となっている。空調設備についても、両施設とも故障が頻発し、部分的な修繕を繰り返

しながら何とか維持している状況であり、全体的な改修の検討が必要な状況となっている。今後においても、蛍光灯製造終了に伴う照明機器の改修等を控えており、長期的な維持補修計画を検討する必要がある。

## (2)その対策

生活環境の基本となる上水道・污水处理施設の早期整備を図るため、上水道施設整備の遅れている大平地域については水道事業基本計画により、優先順位を定め可能な箇所から早急な整備を図る。また、老朽化した飲料水供給施設の整備も並行して行っていく。污水处理施設整備については、農業集落排水施設への加入率の向上と浄化槽設置世帯の増加を図り、公共水域の水質保全と生活環境の改善を推進する。

ごみ問題については、地球規模での環境保全、資源保護の必要性、重要性が認識されており、ごみ処理の「燃やす・埋める」という従来の処理を中心としたものから、排出抑制、資源のリサイクルへと変化してきている。毎年策定している一般廃棄物処理実施計画に基づいて「資源とごみの分別ガイドブック」を作成し、ごみの分別や再資源化の効果を周知することによりごみ問題に対する意識向上を図る。

住民生活に不可欠なごみ処理施設については、安心・安全・安定的な広域処理体制を構築し、ごみ処理の適切な循環利用や適正処分を進めるため、県域を超えた広域化についても検討しながら計画的な施設整備の推進を行う。

また、ごみの不法投棄防止対策として啓発看板の設置や監視カメラの活用を促進するなど、住民の環境意識向上のための取り組みを行う。

住民の生命と財産の安全を確保するため、国土交通省山国川河川事務所、広域圏消防、県土整備事務所との連携を図りながら総合的な防災体制の確立、防火施設の整備、消防ポンプ車の計画的な更新を進めており、地域の実態に合わせ、今後にも必要に応じ整備を図る。

空家対策としては、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、適正な管理や効率的な活用方法の啓発等に取り組む。

老朽化が進む町営住宅については、令和6年3月に策定した上毛町営住宅長寿命化計画に基づき、住宅施策の方向性及び町営住宅の役割を見直し、適切な住宅ストックとして長期的な活用を進めるとともに、用途変更や跡地利用等多様な居住ニーズに応えるための新たな住宅整備についての検討を行う。

役場本庁舎及び支所については、住民サービスの提供に支障が出ることがないように、不具合のある箇所について調査・把握を行い、改修の必要性、緊急性及び費用対効果等を考慮した上で、計画的な施設整備を行っていく。

### (3)事業計画(令和8年度～12年度)

| 持続的発展施策区分 | 事業名<br>(施設名)                | 事業内容           | 事業主体 | 備 考 |
|-----------|-----------------------------|----------------|------|-----|
| 5 生活環境の整備 | (1) 水道施設<br>簡易水道            | 簡易水道事業         | 上毛町  |     |
|           |                             | 小池地区簡易給水施設整備事業 | 上毛町  |     |
|           | (3) 廃棄物処理施設<br>ごみ処理施設       | ごみ処理施設整備事業負担金  | 上毛町  |     |
|           | (5) 消防施設                    | 消防ポンプ自動車更新事業   | 上毛町  |     |
|           |                             | 防火施設整備事業       | 上毛町  |     |
|           | (6) 公営住宅                    | 公営住宅整備事業       | 上毛町  |     |
|           | (7) 過疎地域持続的<br>発展特別事業<br>生活 | 浄化槽設置補助事業      | 上毛町  |     |
|           |                             | 生活用水給水施設整備補助事業 | 上毛町  |     |
|           | 環境                          | ごみ不法投棄対策事業     | 上毛町  |     |
|           | 危険施設撤去                      | 空き家等対策事業       | 上毛町  |     |
|           | その他                         | 水道基本計画改定事業     | 上毛町  |     |
|           | (8) その他                     | 防災ステーション事業     | 上毛町  |     |

### (4)公共施設等総合管理計画等との整合

上毛町公共施設等総合管理計画において、用途別の現状・課題と基本方針の中で、「上水道（簡易水道）」の実施方針は、「水道事業基本計画に従い、整備を進め、老朽化が進行した箇所から優先的に布設替を実施する。」と記載しており、また、「下水道（農業集落排水）」の実施方針は、「中長期的な整備計画を策定し、計画的な施設の点検・修繕等を行う予防保全型の管理を実施する。」と記載している。さらに「公営住宅」の実施方針は、「予防保全型による維持管理を実施することで、施設の長寿命化を図るとともに、財政負担の軽減や平準化に足り組む。」と記載しているが、安全・耐震確保の実施方針として「耐震性の確認がとれていない古い施設から廃止の方針である。」と記載しており、耐用年数を経過した公営住宅については用途廃止や建替えを行うとしている。これらの基本方針に基づき事業を推進していく。

役場本庁舎及び支所の実施方針は、予防保全型の維持管理を実施することで施設の長寿命化を図るとともに、財政負担の軽減や標準化に取り組む。」と記載しており、かつ利用状況を適切に見定め

た上で、機能の集約化や重点化を検討することとしている。これらの方針に基づき事業を推進していく。

## 7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

### (1) 現況と問題点

本町の高齢人口（65 歳以上）は、令和 7 年 8 月 1 日現在 2,646 人で、高齢化率 37.7% と高く、今後も高齢化が益々進むと推測される。

町の保健業務については、保健師 2 名で保健行政の推進を行っている。特定健診や各種がん検診による生活習慣病の予防と早期発見に加え、今後は介護予防対策が重要な課題となってくると思われ、地域住民が健康で安心して生活できる町を構築するため、保健福祉行政をより一層充実していく必要がある。

高齢者福祉サービス面では民間活力も積極的に導入し、デイサービス事業・ホームヘルプサービス事業・ショートステイ事業等の在宅サービス、特別養護老人ホーム 3 施設 130 床・認知症対応型共同生活介護事業所 1 施設 2 ユニットの施設サービス等、介護保険制度によるサービスの充実を図り、住民福祉の向上に向けて取り組んでいる。

また、独居高齢者や高齢者夫婦のみの世帯を対象にした配食サービスや介護予防事業を積極的に展開し、生きがいを持ちできるだけ自宅で元気に長く生活できるような環境づくりに努めると共に、高齢者の見守りに対する理解・協力を町全体に広げ、高齢者を地域で支える見守り体制の確立が必要である。

障がい者福祉としては、令和 6 年 3 月に策定した「障がい者福祉計画（第 7 期）」に基づき、地域生活移行や就労支援といった自立支援のためのサービス提供基盤を整えることに努めてきた。また、障がいのある方の生活を地域全体で支えるシステムを構築するため、身近な地域におけるサービス拠点づくりなど既存の社会資源を活用した施設整備を推進する必要がある。令和 7 年 3 月 31 日時点で 442 名の方が障がい者手帳の交付を受けており、タクシーの初乗り料金の助成、住宅改修費の助成等一人ひとりにあった支援やサービスを実施しているが、母子父子寡婦福祉施策と併せ、保健・福祉・医療・教育・生活環境等あらゆる分野において社会的自立を促進する施策をさらに展開する必要がある。

一方、全国的な少子化は、本町に高齢化と相まって深刻な現状をもたらしている。子どもを産み育てやすい環境の整備を進める必要がある。

### (2) その対策

保健事業については、生活習慣病の予防と早期発見が最も重要であるため、特定健診や各種がん検診等の利用条件を整備し受診率の向上に努める。また、母子父子寡婦家庭

や今後増加が予想される在宅の高齢者の心身の健康保持のための相談事業等を充実させる。

高齢者の生きがい対策として、高齢者大学での学習活動、老人クラブでの生きがいづくり事業等を促進する。介護を必要とする高齢者の福祉対策としては、令和6年3月に策定した高齢者保健福祉計画及び福岡県介護保険広域連合が策定した介護保険事業計画に基づき、フレイル予防を目的とした健康教室、介護予防教室、サロン活動の取り組みを図る。また、安心安全な生活の確保のため、地域人材の積極的な活用と連携の強化を図り、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援などのサービスが一体的に提供できる体制（地域包括ケアシステム）の構築を推進する。さらに成年後見制度利用の推進として、本制度の周知・啓発を行うとともに、支援の必要な人の早期発見に努め、保健・医療・福祉に司法を含めた連携の仕組みを構築し、個々の支援に関わる体制づくりを図る。

障がい者福祉においては、豊築地区地域自立支援協議会を活用し、豊前・築上地区の官民が一体となって社会的自立を促進する施策を検討し、サービス提供基盤整備や施設整備の支援を進めていく。

子どもを産み育てやすい環境の整備として、令和7年3月に町で策定した「第2期こうげ子ども未来プラン」（「第3期子ども子育て支援事業計画」、「第4次次世代育成支援行動計画」）に基づき、保健サービス等を含む子育て支援施策を推進する。また今後も必要に応じ、児童福祉施設の整備を図る。

上毛町げんきの杜を地域住民の居場所づくりや交流の場、また子どもから高齢者までの幅広い世代が抱えている多様な福祉ニーズに応えるため、関係機関が連携して福祉サービスの提供や利用支援をつなげられるように、福祉の拠点施設としての機能強化を図るための整備を進める。



### (3)事業計画(令和8年度～12年度)

| 持続的発展施策区分                     | 事業名<br>(施設名)                    | 事業内容           | 事業主体 | 備 考 |
|-------------------------------|---------------------------------|----------------|------|-----|
| 6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 | (2) 認定こども園                      | 認定こども園整備事業     | 上毛町  |     |
|                               | (8) 過疎地域持続的発展特別事業<br>高齢者・障がい者福祉 | 高齢者等在宅生活支援助成事業 | 上毛町  |     |
|                               |                                 | 日常生活用具給付事業     | 上毛町  |     |
|                               |                                 | 特定健診等推進事業      | 上毛町  |     |
|                               | (9) その他                         | 放課後児童クラブ施設整備事業 | 上毛町  |     |
|                               |                                 | 緊急通報装置貸与事業     | 上毛町  |     |
|                               |                                 | げんきの杜福祉の拠点整備事業 | 上毛町  |     |

### (4)公共施設等総合管理計画等との整合

上毛町公共施設等総合管理計画において、用途別の現状・課題と基本方針の中で、「保健・福祉施設、子育て支援施設」の実施方針は、「予防保全型の維持管理を実施することで、施設の長寿命化を図るとともに、財政負担の軽減や平準化に取り組む。」と記載しており、これらの基本方針に基づき事業を推進していく。また、子育て支援施設の利活用に関する方針では「子育て支援ニーズに対応するため、適切な規模の施設整備を実施していく。」と記載しており、必要に応じて放課後児童クラブ施設の整備を行う方針である。

## 8. 医療の確保

### (1)現況と問題点

今日の医療は、本格的な高齢社会の到来、疾病構造の変化、医学・医術の進歩などを背景に大きな変化の時期を迎えており、医療に対する需要は質・量の両面において非常に高くなっている。

本町における医療は、令和7年8月1日時点の人口7,060人に対し、一般診療所4、歯科診療所1の医療機関があり地域住民の治療にあたっている。救急医療については、豊築休日急患センター、中津市立小児救急センターで対応しているが、平日の夜間体制が未整備の状況である。交通事故などの外科的医療や循環器系及び脳血管疾患など重篤な疾患に対する医療については、医療体制の整備が充実して良質な医療が提供できる大分県中津市や京都・行橋区域の医療機関へ依存している。

医療技術は日々進歩しており、地域住民に最良の医療サービスを提供するためには、初期救急医療、二次救急医療、三次救急医療を必要に応じた状況で受けられるよう診療所と病院の連携、病院間の連携などを基本として、町外の総合病院及び救急病院との地域医療のネットワークを構築していく必要がある。

また、高齢化や生活環境の変化に関連して、高齢者が穏やかで生き生きとした生活を送ることが可能となるように、町では生活習慣病をはじめとする疾病の早期発見、早期治療に対応するため、各種健康診断や保健指導に積極的に関わり、今後、町民自らが健康管理の意識を向上させるための健康づくり対策をより一層充実強化する必要がある。

## (2)その対策

町民一人ひとりの健康づくりへの意識の高揚を図るため、健康教育や保健指導のほか、健診内容の充実等に努める。また、広域連携による地域健診体制の充実と共に、豊築休日急患センターや定住自立圏構想に位置づけられている中津市民病院を核とした地域医療連携を進め、町民の利便性向上を図る。

## (3)事業計画(令和8年度～12年度)

| 持続的発展施策区分 | 事業名<br>(施設名)                 | 事業内容                             | 事業主体                                                                                     | 備 考 |
|-----------|------------------------------|----------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 7 医療の確保   | (3) 過疎地域持続的<br>発展特別事業<br>その他 | 豊築休日急患センターの運営<br><br>小児救急医療施設の運営 | 豊前市<br>上毛町<br>築上町<br>吉富町<br><br>大分県中津市<br>大分県宇佐市<br>大分県豊後高田市<br>豊前市<br>上毛町<br>築上町<br>吉富町 |     |

## (4)公共施設等総合管理計画等との整合

該当無し。

## 9. 教育の振興

### (1) 現況と問題点

本町の小学校は、合併後の統合などにより4校となっている。施設については、防衛施設周辺整備事業により、4校とも校舎は改築済みであり屋内運動場も整備済みである。また、運動場については、令和2年度に排水等の向上を図る改修を行った。総児童数は、平成17年と比較すると61名（13%）の減となっている。

中学校は、昭和46年度に新吉富村と大平村の組合立で設立したものであるが、校舎については平成21年度に耐震改修工事を行い、屋内運動場については平成22年度に改築工事を行った。生徒数は、平成17年と比較すると21名（8%）の減となっている。施設等の教育環境には恵まれているが、学力低下に対する対策及び校区が広く通学距離が長いことによる交通安全対策が緊急な課題である。

また、近隣に高校以上の教育機関がなく、最も近い高校は大分県中津市にあるが越境入学できる生徒数は限られているため、自転車等による遠距離通学を余儀なくされている生徒が多数を占めているのが現状である。

本町の社会教育や社会体育に関係した団体数は多く、組織率も高くなっておりそれぞれ活発な活動を行っている。しかし、成人教育のための学級講座については、自主的な運営がなされているものの講師の話を聞くだけになりがちであるため、いかに自主的に参加できる内容に創りあげていくかが課題である。

表7-1(1) 小中学校児童(生徒)数、学級数及び教育施設状況

| 学 校 名                | 児 童 生 徒 数  |            |            |           |           | 学 級 数                 |             | 屋 内<br>運 動 場 | プ ール<br>施 設 | 給 食<br>施 設 | その他 |
|----------------------|------------|------------|------------|-----------|-----------|-----------------------|-------------|--------------|-------------|------------|-----|
|                      | 平成<br>17 年 | 平成<br>22 年 | 平成<br>27 年 | 令和<br>2 年 | 令和<br>7 年 | 普通編制                  | その他         |              |             |            |     |
| 上 毛 中 学 校            | 248        | 233        | 248        | 208       | 227       | 7                     | 特別支援学級<br>2 | ○            |             | ○          |     |
| 友 枝 小 学 校            | 89         | 94         | 89         | 92        | 79        | 6                     | 特別支援学級<br>2 | ○            | ○           | ○          |     |
| 唐 原 小 学 校            | 111        | 98         | 76         | 73        | 51        | 6                     | 特別支援学級<br>1 | ○            | ○           | ○          |     |
| 南吉富小学校               | 142        | 155        | 125        | 165       | 180       | 6                     | 特別支援学級<br>2 | ○            | ○           | ○          |     |
| 西吉富小学校               | 91         | 116        | 113        | 122       | 82        | 6                     | 特別支援学級<br>2 | ○            | ○           | ○          |     |
| 西友枝小学校               | 20         | -          | -          | -         | -         | 廃 校 平 成 22 年 3 月 31 日 |             |              |             |            |     |
| 東 上 小 学 校            | -          | -          | -          | -         | -         | 廃 校 平 成 16 年 3 月 31 日 |             |              |             |            |     |
| 唐 原 小 学 校<br>原 井 分 校 | -          | -          | -          | -         | -         | 廃 校 平 成 3 年 7 月 6 日   |             |              |             |            |     |

(令和7年5月1日現在 学校基本調査)

## (2)その対策

小学校については、近年の子どもの事故等を考慮した通学等の交通安全対策の検討や通学区域の見直し等を図っていく。

中学校については、外国語科等の臨時教員を増員するなど学力の向上に努め、また、生徒の通学の安全性を高めるため、通学路や外灯の整備を図る。

また、小中学校において、屋根や外壁、トイレ等が老朽化している。施設を維持管理するにあたっては、予防保全型の維持管理を実施することで、施設の長寿命化を図るとともに、現在の社会的要請に応えた規模や機能を持った施設の改修を行い、児童の教育環境の充実を図る。

高校以上への進学については、大分県の高校へ進学できるように大分県教育委員会との協議を進める一方、奨学金等の就学助成制度の拡充に努める。

社会教育については、健康な体づくりと生きがいづくり、思いやりの心を養うという観点から、より一層の生涯スポーツ・生涯学習の推進に努め、世代間交流を促進することで地域活性化を図る。

また、平成3年度から実施している少年海外体験学習事業については、平成27年度から英語研修の更なる充実に向けて、渡航先を第一外国語が英語であるタイ王国に変更し、バンコク都のチュラロンコーン大学附属小学校（平成29年度姉妹校提携協定締結）を交流相手に、渡航・訪日研修等を通じて、継続的な相互訪問による交流を進めている。今後は、姉妹校提携を軸に、情報通信技術を活用した相互交流等の深化を図り、国際人育成の更なる充実発展と様々な分野と連携した持続可能な国際交流事業を目指す。

社会体育施設の整備については、大池公園多目的運動広場周辺を「屋外スポーツの拠点」に、また令和5年度に供用開始となった新体育館及び総合グラウンド周辺を「屋内スポーツの拠点」として位置付け、更なる利便性の向上を進めることでスポーツ環境の充実を図る。

社会教育施設の整備については、住民の健康及び福祉の増進等を目的に設置されたげんきの杜を「福祉の拠点」として位置付け、住民ニーズに対応した整備計画を進めることで機能強化を図る。同時に新体育館周辺施設との更なる連携強化を図る。

### (3)事業計画(令和8年度～12年度)

| 持続的発展施策区分 | 事業名<br>(施設名)                  | 事業内容                    | 事業主体 | 備考 |
|-----------|-------------------------------|-------------------------|------|----|
| 8 教育の振興   | (1) 学校教育関連施設<br>校舎            | 町内小中学校トイレ改修事業           | 上毛町  |    |
|           |                               | 町内小中学校環境改善事業            | 上毛町  |    |
|           | その他                           | 通学路安全対策事業               | 上毛町  |    |
|           | (3) 集会施設、体育<br>施設等<br>公民館     | げんきの杜改修事業               | 上毛町  |    |
|           | 集会施設                          | コミュニティセンター改修事業          | 上毛町  |    |
|           | 体育施設                          | 総合グラウンド周辺整備事業           | 上毛町  |    |
|           |                               | 大池公園多目的運動広場周辺施設<br>整備事業 | 上毛町  |    |
|           | (4) 過疎地域持続的<br>発展特別事業<br>義務教育 | 就学助成事業                  | 上毛町  |    |
|           |                               | 学力向上推進事業                | 上毛町  |    |
|           | その他                           | 少年海外体験学習事業              | 上毛町  |    |

### (4)公共施設等総合管理計画等との整合

上毛町公共施設等総合管理計画において、用途別の現状・課題と基本方針の中で、「学校教育系施設」の実施方針は、「予防保全型の維持管理を実施することで、施設の長寿命化を図るとともに、財政負担の軽減や平準化に取り組み、改修の際は単に建設時の状態に戻すのではなく、現在の社会的要請に応えた規模や機能を持った施設とする。」と記載している。また、「スポーツ・レクリエーション系施設」の実施方針は、「予防保全型の維持管理を実施することで、施設の長寿命化を図るとともに、財政負担の軽減や平準化に取り組む。」と記載している。また、保健・福祉施設（げんきの杜）の施設の利活用に関する方針では「多様化するにニーズを適切に把握し、利活用を促進する。」と記載している。これらの基本方針に基づき時代に応じた社会的要請に応えるよう各種事業を推進していく。

なお、「スポーツ・レクリエーション施設」である農業者トレーニングセンターと健康増進施設は廃止し、新たな上毛町立体育館を建設し、供用を開始している。

大池公園多目的運動広場周辺については、「屋外スポーツ施設の拠点」として、上毛町立体育館周辺については、「屋内スポーツ施設の拠点」として、利活用しやすい環境に整備を進めて行く。

## 10. 集落の整備

### (1) 現況と問題点

現在、本町には 41 の集落（自治区）があるが、若者の流出と著しい高齢化の進行により地域基盤の崩壊が懸念される集落や後継者不足などにより、地域活力が低下している集落も増加している。

本町の集落は、町の北部や東部の山国川沿いの平野部に集中し、南西の山間部に点在しているが、縦の幹線に県道が走り、一級町道、二級町道、林道、農道が連結している。交通網の整備は計画的に行っており、日常生活には不便をきたさない状況ではあるが、生活道路の基盤としてこれからも整備していく必要がある。

また、集落営農や地域資源を活用した産業の振興、都市部との交流などにより、誇りと自信の持てる集落づくりを推進し、地域住民の主体的な取組を支援する必要がある。

### (2) その対策

集落内道路をはじめとした生活基盤を引き続き整備推進するとともに、児童生徒の通学、高齢者の老人福祉施設・医療施設などへの交通確保対策を推進することが必要である。また、地域に即応した生活環境等の改善や、その地域の特性を生かした地場産業の創出、グリーンツーリズムなどの交流環境づくりを推進していく。

### (3) 事業計画（令和8年度～12年度）

| 持続的発展施策区分 | 事業名<br>(施設名)                  | 事業内容           | 事業主体 | 備 考   |
|-----------|-------------------------------|----------------|------|-------|
| 9 集落の整備   | (2) 過疎地域持続的<br>発展特別事業<br>集落整備 | 分譲地整備事業        |      | 1より再掲 |
|           | (3) その他                       | 空き家改修助成事業      |      | 1より再掲 |
|           |                               | 交流拠点整備事業       |      | 1より再掲 |
|           |                               | 空き家解消助成事業      |      | 1より再掲 |
|           |                               | 民間賃貸住宅建設促進助成事業 |      | 1より再掲 |

#### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

該当無し。

### 11. 地域文化の振興等

#### (1) 現況と問題点

本町は豊かな自然に恵まれており、この自然と共生する人々の生活の中から多様な歴史・文化が生み出され、現在まで継承されてきた。松尾山のお田植祭などのような脈々と受け継がれてきた伝統文化は、貴重な地域文化である。しかし、過疎化や高齢化による担い手の減少によって継承が危ぶまれており、適切な保護措置を検討し、後世に継承していかなければならない。

また、町内には本町の歴史を具現化する遺跡が各所に点在し、関連する遺物も豊富である。また、各種調査で出土した遺物や収集した生活道具などの民俗的資料は歴史民俗資料館に保管している。これらの遺跡や遺物などの資料を活用し、町民や子ども達にとって体系的に郷土史を学べることができるようにするためには、保存方法や展示のあり方にも工夫が必要である。

#### (2) その対策

自然に生まれ、その自然との共生によって生み出された人々の歴史・文化を後世に継承するため、町民の自然・歴史・文化に対する関心を高め、保護意識の高揚を図る。

本町の特色である、自然・歴史・文化をテーマとした地域づくりや地域間交流を行う団体等に対し積極的に支援を行い地域文化の振興を図る。

また、伝統文化や歴史遺産を現在の生活に活かすため、社会教育や生涯学習、学校教育の中で積極的に活用するとともに、文化財の保存整備を実施し、後世に良好な状態で継承する必要がある。

### (3)事業計画(令和8年度～12年度)

| 持続的発展施策区分   | 事業名<br>(施設名)                    | 事業内容            | 事業主体 | 備 考 |
|-------------|---------------------------------|-----------------|------|-----|
| 10 地域文化の振興等 | (1) 地域文化振興<br>施設等<br>その他        | 歴史民俗資料館維持管理事業   | 上毛町  |     |
|             |                                 | 文化財説明板設置事業      | 上毛町  |     |
|             |                                 | 文化財保護センター維持管理事業 | 上毛町  |     |
|             | (2) 過疎地域持続的<br>発展特別事業<br>地域文化振興 |                 |      |     |
|             |                                 | 松尾山のお田植え祭保存継承事業 | 上毛町  |     |

### (4)公共施設等総合管理計画等との整合

上毛町公共施設等総合管理計画において、用途別の現状・課題と基本方針の中で、「社会教育系施設」の実施方針は、「歴史民俗資料館については、定期的な点検や修繕により維持します。耐震性の確認できていない歴史民俗資料館別館は、安全・耐震確保の必要性が低い、倉庫へ転用しています。」と記載している。これらの基本方針に基づき事業を推進していく。

## 12. 再生可能エネルギーの利用の推進

### (1)現況と問題点

地球温暖化を始めとした環境問題に対処するため、平成 21 年 3 月に「環境の町」宣言を行い、新たな重点施策として環境対策に取り組んでいる。その一環として、住宅用エネルギーシステム設置補助制度の創設及び拡充を行って啓発に努めている。

### (2)その対策

地球温暖化をはじめとした環境問題は、地球に生きる私たち一人ひとりが真剣に取り組まなければならない重要な問題であり、住宅用エネルギーシステム設置補助制度を継続する。



### (3)事業計画(令和8年度～12年度)

| 持続的発展施策区分          | 事業名<br>(施設名)                         | 事業内容               | 事業主体 | 備 考 |
|--------------------|--------------------------------------|--------------------|------|-----|
| 11 再生可能エネルギーの利用の推進 | (2) 過疎地域持続的<br>発展特別事業<br>再生可能エネルギー利用 | 住宅用エネルギーシステム設置補助事業 | 上毛町  |     |

### (4)公共施設等総合管理計画等との整合

該当無し。

## 13. その他地域の持続的発展に関し必要な事項

### (1)現況と問題点

社会経済は目まぐるしく変貌を続け、住民のニーズは多様化、高度化し、行政需要は拡大し続けている。このため、住民の協力がなければ遂行できない行政課題も多くなってきた。しかし、少子高齢化や生活習慣の変化により、地域における交流を維持することが困難になると予測され、将来的には地域間格差が広がり公平な行政運営に支障をきたす恐れがある。本町では地域の自立を促進するため、平成 19 年度に総合計画を補完する「コミュニティ計画」を策定した。この計画は、地域活性化のためのプロジェクトを地区別にまとめたものであり、公募による住民ボランティア団体が事業主体となり平成 20 年度から実施している。また、平成 29 年度には地域間連携の更なる推進により上毛町のコミュニティを活性化させるため、前回計画の見直しを図るとともに時代の潮目に応じた「住民視点」によるプロジェクトの設定を目的として、「第 2 次上毛町コミュニティ計画」を策定した。この計画の推進を図るため、住民ワークショップを開催し、提案のあった内容をはじめとする各プロジェクトの推進を行っている。住民の考え方も、行政への依存から地域の自立へと徐々にではあるが変化がみられ、行政と住民の協働により、「住民自治」のもとでのまちづくりが進められている。

また、本町の字図ならびに土地台帳は、昭和 30 年代の調査により作成されたものであり、現在の高性能な測量成果ではないため、現況との内容に差異が生じている。このため、国土調査法に基づき筆毎に土地の測量を行い、地籍図、地籍簿を作成し地籍を明確化する必要がある。本町では平成 21 年度から国土調査（地籍調査）を実施しており、令和 7 年度までに 4.78 km<sup>2</sup>の調査を完了する。

## (2)その対策

住民参画の場を充実させると同時に、できるだけ多くの情報を公開することに努め、住民の理解を得た上でのまちづくりに取り組む。

住民ニーズに的確に応えるためには、行政事務全般を見直し、行財政改革を実行し効率的な行財政運営に努める。

町土については、その開発及び保全並びにその利用の高度化に資する。

## (3)事業計画(令和8年度～12年度)

| 持続的発展施策区分              | 事業名<br>(施設名) | 事業内容         | 事業主体 | 備 考 |
|------------------------|--------------|--------------|------|-----|
| 12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項 |              | コミュニティ計画推進事業 | 上毛町  |     |
|                        |              | 国土調査補完事業     | 上毛町  |     |

## (4)公共施設等総合管理計画等との整合

該当無し。

事業計画(令和8年度～12年度) 過疎地域持続的発展特別事業分

| 持続的発展施策区分 |                             | 事業名<br>(施設名)                    | 事業内容                   | 事業主体 | 備 考                   |
|-----------|-----------------------------|---------------------------------|------------------------|------|-----------------------|
| 1         | 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成         | (4) 過疎地域持続的発展特別事業<br>移住・定住      | 移住定住促進事業               | 上毛町  | 移住定住促進を目的とした社会増に資する事業 |
|           |                             |                                 | 分譲地整備事業                | 上毛町  | 移住定住促進を目的とした社会増に資する事業 |
| 2         | 産業の振興                       | (10) 過疎地域持続的発展特別事業<br>第1次産業     | 中山間地域等直接支払制度           | 上毛町  | 農業振興を目的とした事業          |
|           |                             |                                 | 食育(食農)理解促進事業           | 上毛町  | 食育促進を目的とした事業          |
|           |                             |                                 | 農林漁業振興対策事業             | 上毛町  | 農業振興を目的とした事業          |
|           |                             |                                 | 多面的機能支払交付金事業           | 上毛町  | 農業振興を目的とした事業          |
|           |                             |                                 | 荒廃森林整備事業               | 上毛町  | 林業振興を目的とした事業          |
|           |                             |                                 | 企業誘致                   | 上毛町  | 商工業振興を目的とした事業         |
|           |                             |                                 | 創業促進支援事業<br>本社機能移転支援事業 | 上毛町  | 商工業振興を目的とした事業         |
|           |                             |                                 |                        |      |                       |
| 4         | 交通施設の整備、交通手段の確保             | (9) 過疎地域持続的発展特別事業<br>公共交通       | 乗合タクシー運行事業             | 上毛町  | 生活の利便性を目的とした事業        |
|           |                             |                                 | コミュニティバス運行事業           | 上毛町  | 生活の利便性を目的とした事業        |
| 5         | 生活環境の整備                     | (7) 過疎地域持続的発展特別事業<br>生活         | 浄化槽設置補助事業              | 上毛町  | 生活環境の改善を目的とした事業       |
|           |                             |                                 | 生活用水給水施設整備補助事業         | 上毛町  | 生活環境の改善を目的とした事業       |
|           |                             | 環境                              | ごみ不法投棄対策事業             | 上毛町  | 環境保全を目的とした事業          |
|           |                             | 危険施設撤去                          | 空き家等対策事業               | 上毛町  | 生活環境の改善を目的とした事業       |
| 6         | 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 | (8) 過疎地域持続的発展特別事業<br>高齢者・障がい者福祉 | 高齢者等在宅生活支援助成事業         | 上毛町  | 生活支援を目的とした事業          |
|           |                             |                                 | 日常生活用具給付事業             | 上毛町  | 生活支援を目的とした事業          |
|           |                             | 健康づくり                           | 特定健診等推進事業              | 上毛町  | 生活支援を目的とした事業          |

| 持続的発展施策区分 |                     | 事業名<br>(施設名)                         | 事業内容                | 事業主体                                               | 備 考                   |
|-----------|---------------------|--------------------------------------|---------------------|----------------------------------------------------|-----------------------|
| 7         | 医療の確保               | (3) 過疎地域持続的発展特別事業<br>その他             | 豊築休日急患センターの運営       | 上毛町・豊前市<br>築上町・吉富町                                 | 地域医療連携を目的とした事業        |
|           |                     |                                      | 小児救急医療施設の運営         | 大分県中津市<br>大分県宇佐市<br>大分県豊後高田市<br>上毛町・豊前市<br>築上町・吉富町 | 地域医療連携を目的とした事業        |
| 8         | 教育の振興               | (4) 過疎地域持続的発展特別事業<br>義務教育            | 就学援助事業              | 上毛町                                                | 教育環境の充実を目的とした事業       |
|           |                     |                                      | 学力向上推進事業            | 上毛町                                                | 教育環境の充実を目的とした事業       |
|           |                     | その他                                  | 少年海外体験学習事業          | 上毛町                                                | 教育環境の充実を目的とした事業       |
| 9         | 集落の整備               | (2) 過疎地域持続的発展特別事業<br>集落整備            | 分譲地整備事業<br>(1 より再掲) | 上毛町                                                | 移住定住促進を目的とした社会増に資する事業 |
| 10        | 地域文化の振興等            | (2) 過疎地域持続的発展特別事業<br><br>地域文化振興      | 松尾山のお田植え祭保存継承事業     | 上毛町                                                | 伝統文化継承を目的とした事業        |
| 11        | 再生可能エネルギーの利用の推進     | (2) 過疎地域持続的発展特別事業<br><br>再生可能エネルギー利用 | 住宅用エネルギーシステム設置補助事業  | 上毛町                                                | 環境対策を目的とした事業          |
| 12        | その他地域の持続的発展に関し必要な事項 |                                      | コミュニティ計画推進事業        | 上毛町                                                | 地域活性化を目的とした事業         |
|           |                     |                                      | 国土調査補完事業            | 上毛町                                                | 町土の開発及び保全を目的とした事業     |